

厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議

近年における地方分権に伴う自己決定権の拡大はもちろん、人口減少時代における地方創生が全国各地における重要な政治課題となっており、地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

このような中、前途有望な若者が議員として直接参画しやすい環境を整えていくことが喫緊の課題であり、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族の心配を軽減し議員に立候補するための環境の改善につながると考える。

よって、本会は、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会と連携、協力し、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備の早急な実現に向け、強力に取り組むこととする。

以上、決議する。

平成 31 年 2 月 6 日

登 龍 会

会長 河 村 建 夫